

### 3. 健康と福祉のてびき

#### ◆自主体操グループ「元気かい」：島原市地域包括支援センター Tel65-5110

暮らしている地域の仲間で、自主的に集まっている体操グループです。  
市内各地区の公民館などで、それぞれ月に2回程度の活動を行っています。  
活動内容 ①健康チェック ②まだまだガマダス体操 ③レクリエーション  
④楽しいおしゃべり ⑤北国の春体操

開催は以下のようになっています。開催日が変更になる場合もありますので、詳しくは島原市地域包括支援センターへ御連絡ください。

グループ名	開催日	開催場所
ありあげ元気かい	第2・第4木曜日	有明保健センター
みえ元気かい	第1・第3火曜日	三会公民館
すぎたに元気かい	第2・第4水曜日	杉谷公民館
もりたけ元気かい	第2・第4火曜日	森岳公民館
れいきゅう元気かい	第1・第3月曜日	霊丘公民館
白山元気かい	毎週火曜日	白山公民館
あんなか元気かい	第2金曜日	安中公民館

#### ◆ふれあいサロン・転倒予防体操サークル：島原市社会福祉協議会 Tel63-3855 又は島原市保健センターTel64-7713

65歳以上を対象にした、健康づくりのための集まりを実施しています。  
詳細場所は「2. 生きがい活動や地域支援活動・交流の場」参照

#### ◆貯筋教室：島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係 Tel61-9102

65歳以上の方対象 介護状態にならないための運動教室です。

時間	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前10:00～11:30	安中公民館	三会公民館	有明公民館	福祉センター
午後2:00～3:30		白山公民館		杉谷公民館

#### ◆元気の予備校コグニサイズ塾：島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係 Tel61-9102

\*認知証予防へ向けた運動の教室です。もの忘れが気になったらはじめましょう。  
場所：島原福祉センター 曜日・時間：毎週火曜日 09:00～10:30 対象：65歳以上の方  
10:45～12:15

#### ◆自主運動グループ：島原市保健センターTel64-7713

40歳以上を対象にした、健康づくりの運動を実施しています。  
①健康チェック ②スクエアステップ(脳活性、転倒予防運動)③サーキット運動(筋力アップ運動)

グループ名	開催日	開催場所	時間
スクエア島原	毎週金曜日	島原市保健センター	13:30～15:00
スクエアクラブ	毎週火曜日	有明保健センター	13:30～15:00
スクエア有明	第1・第3月曜日	有明保健センター	14:00～15:30

※開催日が変更になる場合もありますので、詳しくは島原市保健センターへご連絡ください。

#### ◆高齢者学級：島原市教育委員会（社会教育課）Tel68-5473

島原市7地区（各公民館単位）で年間計画に位置づけ実施しています。

①交通安全教室	年々増加している高齢者の交通事故対策として、島原警察署の指導を受け、交通安全への意識を高める。
②健康教育講座	医師・歯科医師・看護師・島原市地域包括支援センター等の講話やビデオの視聴によって、高齢者の方の健康問題について考え学習を深める。
③健康体操	ゲーム等を含め、高齢者の方がいつでもどこでもできる体操を実技を通し学ぶ。
④人権学習	高齢者の人権問題を中心に多岐にわたる内容で実施する。
⑤その他	軽スポーツや悪徳商法に対する講座、郷土学習、介護保険に対する講座など、高齢者の皆さんが健康で充実した生活が送れるような講座を実施している。

開催場所（各公民館）は「2. 生きがい活動や地域支援活動・交流の場」参照

◆ひとり暮らし高齢者宅の安全点検（電気・ガス・水道）：島原市社会福祉協議会 Tel63-3855

ひとり暮らし高齢者宅（65歳以上）の安全点検と安否確認を目的に地域・職域のボランティアの協力を得て、民生委員・島原市社会福祉協議会で電気・ガス・水道の安全確認・点検や軽修理を無料（※市内全域でそれぞれ年1回の実施ですが、地区毎に順番に訪問するため、一世帯の訪問は数年おきになります。）

◆島原警察署：Tel64-0110

区分	活動内容	担当
高齢者交通指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>実践体験型講習（自動車学校において実施）</li> <li>高齢者対象交通安全講習（半年間、各地区ごとに実施）</li> </ul>	交通課
巡回家庭訪問	高齢者宅を訪問し交通安全について助言する。	
防犯講話	各種団体などの要請を受けて振り込め詐欺や悪質商法などの犯罪被害防止講話を実施する。	生活安全課

◆島原地域広域市町村圏組合 島原消防署：Tel62-0119

対象者	活動内容	担当
ひとり暮らし高齢者（70歳以上）	＜高齢者家庭訪問指導＞ 毎年、秋（11月）春（3月）の火災予防運動にあわせ管内のひとり暮らし高齢者宅を対象に、防火指導を実施し火災予防の啓発及び避難要領等の指導・助言を行う。	予防係
一般住民・	＜防火防災指導＞ 各地区の老人会などの集会を通じて、防火講話を実施し火災予防の呼びかけと火災時の対処方法の指導を行う。	警防係
一般住民・	＜救急法の講習＞ 救命等に必要の応急手当の要領について、消防署での実施のほか、各地区・学校へ出向いて講習会を行う。	救急係

◆はり、きゅう及びあん摩等施術費助成制度について

島原市保健センター、島原市有明保健センター、保険健康課（市役所庁舎1階）、三会出張所、有明支所

市及び長崎県後期高齢者医療広域連合が指定した施術所で、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けた時の施術費の一部を助成します。

項目	対象者	助成の額
島原市はり・きゅう及びあん摩等の施術費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○島原市に住所を有する40歳以上の者。</li> <li>○ただし、75歳以上の市民は、はり・きゅうの助成は受けられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者1人につき1日1回、かつ年間24回を限度とする。</li> <li>○「あん摩・マッサージ・指圧」券は、1日1回、かつ年間24回までとする。</li> <li>○助成額は施術1回につき500円とする。</li> </ul>
長崎県後期高齢者医療広域連合の鍼灸助成制度（はり・きゅうの施術費の助成）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長崎県内に住所を有する75歳以上の者。</li> <li>○長崎県内に住所を有する65歳以上75歳未満の方であって、寝たきり等一定の障がいの状態にある旨の広域連合の認定を受けた方。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助成の額及び回数は次の各号に挙げるとおりとする。ただし、保険診療による施術については助成の対象としない。</li> <li>1.助成額：施術1回につき700円</li> <li>2.助成回数：1日1回、1月5回までとする</li> </ul>

## 生活にお困りのとき

### ◆生活が苦しくなったとき…生活保護制度があります

市役所 福祉課 保護班 Tel63-1111 (内線272)

病気や失業などいろいろな事情で生活が苦しく、あらゆる手だてをつくしても、なお生活に困るときは、生活保護法により最低限度の生活ができるよう一定の基準にしたがい、生活に必要な援助が受けられます。申請手続きは、生活に困っている本人、又はその親族（扶養義務者）からできます。

### ◆生活に困りごとや不安を抱えているとき…生活困窮者自立支援制度があります

市役所 福祉課 保護班 Tel63-1111 (内線272)

生活上の困りごとや不安をご相談ください。相談支援員が相談内容をうけて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。

### ◆生活にお困りのとき…福祉資金をお貸しします（無利子）

島原市社会福祉協議会 Tel63-3855

病気などで一時的に生活が苦しく、他から資金の融通ができないときに福祉資金をお貸しします。借り入れは、地区民生委員児童委員を通じて社会福祉協議会へ申し込んでください。

### ◆低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯の自立更生のため

…生活福祉資金をお貸しします

島原市社会福祉協議会 Tel63-3855

低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して、無利子または低利子でお金を貸し付けることと必要な援助を行うことによって、経済的自立と在宅福祉の増進を図る貸付制度です。借り入れは社会福祉協議会へ申し込んでください。

## 心身障がいのある人のために

市役所 福祉課 障害福祉班 Tel63-1111 (内線273・333)

### ◆障害者手帳の交付について

手帳の種類	内容	申請に必要なもの
身体障害者手帳の交付	身体障害者手帳は、身体障害者福祉法の規定にもとづき、一定の障がいのある人に県知事から交付されます。 更生・生活安定のための各種の援助や援護措置（税の減免、運賃の割引等）を受けるために必要な証明書の役割を持っています。	本人の写真、印鑑、診断書及び申請書
療育手帳の交付	知的障がい児（者）に対して一貫した指導・相談を行い、各種の援助措置を受けやすくするため、療育手帳が交付されています。	本人の写真、印鑑、交付申請書
精神障害者保健福祉手帳の交付	精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法の規定にもとづき、一定の精神障がいの状態にあることを証明するものです。 各種の支援策を受けて社会復帰の促進と、自立と社会参加を進めることを目的としています。	本人の写真、印鑑、診断書（又は障害年金証書）及び申請書

※申請にはマイナンバー（個人番号）カードもしくは通知カードをご持参ください。

## ◆障害者総合支援法による障害福祉サービス

提供するサービスは、「自立支援給付」（介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具）と「地域生活支援事業」で構成されています。

福祉サービスの相談や申請方法等、詳細は下記までお問い合わせください。

・市役所 福祉課 障害福祉班 TEL63-1111（内線273・274）

・相談支援事業所⇒5.いろいろな相談窓口参照

項目		内容	
自立支援給付	介護給付	居宅介護	自宅にヘルパーを派遣し、入浴や排せつ、食事など家事、介護のお世話をします。
		重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
		同行援護	視覚障がいや、移動に著しい困難を有する人が外出する時に、その人に同行し、移動の援護や必要な支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が十分でない人が行動をする時に、危険を回避する為に必要な外出支援を行います。
		短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、施設に入所できます。
		重度障害者等包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
		療養介護	医療を必要とし、常時介護が必要な場合、医療機関において昼間、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		生活介護	デイサービスセンター等に通って、介護や日常生活訓練、創作的活動などをします。
		施設入所支援	施設入所者に、主に夜間や休日における入浴、排泄、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練	自立した生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。	
	就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。	
	就労継続支援	企業等での就労が困難な人に、働く場を提供し、知識及び能力向上のための訓練を行います。	
	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を行う人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。	
	地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行する為の活動に関する相談などのサービスを行います。	
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに連絡などのサービスを行います。	
自立支援医療	更生医療の給付	身体障がい者の障がいを除去、軽減して、日常生活を容易にすることを目的とした医療です。身体障害者手帳を所持する18歳以上の人で、「長崎こども・女性・障害者支援センター」の判断により市長が決定し給付します。所得に応じて自己負担があります。事前申請が必要です。	
	精神通院医療の給付	通院医療が必要な精神障がい者の医療費を軽減します。自己負担は原則10%です。事前申請が必要です。	
	育成医療	身体に障がいのある児童で、身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる児童に対する医療です。事前申請が必要です。	
補装具の支給	障がいにより失われた部位、麻痺した機能を補い、日常生活や職業生活を容易にするため、義手・義足・車いす・松葉つえ・補聴器など補装具を購入又は修理する際の費用について一部助成します。事前申請が必要です。		

項目		内容
地域生活支援事業	相談支援事業	福祉に関する各種の相談に応じ、住み慣れた地域での安心した生活ができるよう、必要な情報の提供や助言を行います。
	地域活動支援センター	障がいのある人が通って、創作的活動や生産活動、社会との交流の促進など、さまざまな活動を利用していただく場としてセンターを開設しています。 ◇清華学園 Tel68-1161 ◇島原グリーンステーション Tel62-5780
	日常生活用具の給付	在宅で重度の障がいのある人（児童）もしくは、難病患者の人に、日常生活を容易にするための用具（特殊寝台・入浴補助用具、スローマ用具・紙おむつなど）を購入する際の費用について一部助成します。事前申請が必要です。
	コミュニケーション支援・移動支援	外出や社会参加の機会を支援するため、手話通訳士等の派遣、希望者への声広報や点字広報誌の送付、視覚障がい者ガイドヘルパー派遣事業などがあります。
	訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障がいのある人の居宅で訪問入浴車両により、浴槽を提供して入浴サービスを行います。
	日中一時支援事業	日中監護する人がいない為、一時的に見守り等が必要な障がいのある人に対して日中の活動の場を提供します。

## ◆障害者手帳をもった人への福祉サービス

項目	内 容	手続きに必要なもの
住宅改造費の助成	在宅で重度の障がいのある人の日常生活上の不便を軽減するため住宅改造費用の一部を助成します。 ※所得による制限があります。	事前にお問い合わせください
自動車運転免許取得費の助成	身体障がいのある人が運転免許を取得する費用の一部を助成します。	事前申請が必要です
自動車改造費の助成	上肢、下肢又は体幹機能のいずれかに障がいのある人が、就労等に伴い自動車を改造する費用の一部を助成します。	事前申請が必要です
福祉医療	障がいのある人に医療費の一部を助成しています。自己負担・所得制限があります。 ※身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1、A2、B1の人及び精神障害者手帳1級の人	印鑑、健康保険証、障害者手帳、預金通帳等
有料道路通行料金の割引	身体障がいのある人が自ら運転する場合や、重度の身体障がいのある人又は重度の知的障がいのある人が同乗し、介護者が運転する場合に割引が受けられます。	事前登録が必要です
乗りものの割引	身体障害者手帳又は療育手帳によって、JR（島鉄含む）、航空、船舶、バス、電車、タクシーの各種乗りものの割引が受けられます。精神保健福祉手帳を所持される人もバス運賃やタクシー料金、船舶運賃の割引があります。	障害者手帳
重度心身障害者福祉交通機関利用の助成	療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者、視覚障がい者、車いす常用の重度障がい者、人工透析を受けている人を対象に、タクシー料金、鉄道・バス運賃の一部を助成します。	印鑑、障害者手帳
障害者相談員の利用	障がいのある人のいろいろな問題についての相談に応じます。相談員の住所・氏名は福祉課障害福祉班までお尋ねください。	
税の控除、減免	障がいのある人に税の控除、減免措置があります。 ◆所得税の障害者控除は「島原税務署」 ◆自動車税の減免・自動車取得税の減免は、「県央振興局税務部島原出張所」 ◆市民税の障害者控除・軽自動車税の減免は、「市役所税務課」	各窓口へお問い合わせください
NHK放送受信料の減免	NHK放送受信料の減免が受けられます。 ◆全額免除：身体・知的・精神障がい者がいる世帯で、その世帯全員が市民税非課税の場合 ◆半額免除：視覚障がい者、聴覚障がい者、重度の障がい者（身体・知的・精神）が世帯主でかつ受信契約者の場合	印鑑、障害者手帳
特別障害者手当及び障害児福祉手当	◆特別障害者手当 20歳以上で、精神又は身体の重度の障がいにより、常時特別の介護を要する障がいのある人に支給されます。所得制限があります。別途、診断書が必要です。 ◆障害児福祉手当 20歳未満で常時介護を必要とする重度の在宅の心身障がい児童に支給されます。所得制限があります。別途、診断書が必要です。	印鑑、診断書（所定様式）、障害者手帳、療育手帳、預金通帳等

## ◆視覚障がいのある人へ

### ◆視覚障害1・2級の人へのガイドヘルパー派遣事業：島原市社会福祉協議会

病院受診や公的な機関での手続きなどで外出するとき、外出の付き添いをするガイドヘルパーを派遣します。

※ガイドヘルパーの派遣を希望される人は、市役所福祉課に登録が必要です。

### ◆島原点字サークル「がんばっ点」

広報しまばら、市議会だより、社協だより、ゴミ収集日程表、電車・バスの時刻表などを点訳し、情報提供を行います。

### ◆ボランティアグループ「ゆずの会」

広報しまばら、市議会だより、社協だよりなどの音訳CDを作成します。

福祉便りや島原新聞を対面朗読し情報提供を行います。

## ◆聴覚障がいのある人へ

### ◆手話通訳者等派遣事業

病院受診や公的な機関での手続きなどで外出するとき、手話通訳の出来る人を派遣します。

### ◆島原要約筆記会「すまいる」

講演会・病院など公共の場で“手書き”による情報の提供を行います。

## 高齢者のための支援

市役所 福祉課 地域福祉班 Tel63-1111 (内線277)

## ◆在宅高齢者へ

事業名	内容	対象者
生きがい活動支援通所事業 (デイサービス)	週1回、生活指導や日常動作訓練、趣味活動(生きがい活動)、健康チェック、入浴、給食、送迎などのサービスを提供します。	介護保険で要支援又は要介護認定を受けた人で、実際に介護保険サービスで通所介護(デイサービス)を利用されていた人が更新認定で自立と判断された場合に利用できます。
軽度生活援助事業 (ホームヘルパー)	外出時の付き添い、食事の準備、屋内の整理整頓、寝具類等の大物の洗濯など生活上の簡単なことをお手伝いしたり、健康や栄養についての相談を受け、アドバイスします。	介護保険で要支援又は要介護認定を受けた人で、実際に介護保険サービスを利用されていた人が更新認定で自立と判断され、急病、退院直後等で一時的に日常生活に支障が出てきた人が短期で利用できます。
訪問理美容サービス	美容院等へ連れていくことが困難なお宅に、美容師(理容師)を派遣します。利用は年4回まで。なお散髪料金は自己負担となります。	一人暮らし、高齢者だけの世帯など、身体が悪くご自分で外出することが難しい人 (要介護2~5の人)
高齢者福祉交通機関利用助成	100円の交通機関利用券(タクシーのほか島鉄が運行する路線バス及び列車)を年間70枚を上限として発行します。	満75歳以上の人で所得税が非課税で自動車を運転しない人、または満65歳以上の人で運転免許証を自主返納した人(この場合、所得税が課税されている場合も助成対象)です。利用券の交付開始は毎年7月1日からになります。

## ◆ひとり暮らし高齢者へ

事業名	内容
テレホンサービス (電話による安否確認)	65歳以上のひとり暮らしの人で、健康などに不安があり、テレホンサービスを希望する人に、定期的に(週3回まで、曜日は応相談)電話をかけて安否を確認し、簡単な日常生活の相談などに応じます。
緊急通報システム設置	65歳以上のひとり暮らしの人などでお身体が悪い、弱ってきたなど不安を抱えている人のお宅に緊急発信装置を取り付けます。 ・ボタン一つで24時間専門スタッフが対応します。 ・月に2回、安否確認の電話をかけます。 ・相談には随時対応します。 ※月々300円の利用者負担金がかかります。 ※電話機(NTT回線)が必要です。
日常生活用具給付	心身機能の低下した、65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、前年分の所得税非課税世帯の人に、火災警報器、電磁調理器を支給します。

## ◆介護されている家族へ

事業名	内容	対象者
ねたきり高齢者等おむつ費助成	ねたきり身体障がい者又は満65歳以上のねたきり高齢者が使用する紙おむつを購入した費用の一部(月ごとの購入額の1/3、上限5千円)を市が助成することにより、介護家族の経済的負担を軽減します。	前年分の所得税非課税世帯に属する人が対象となります。ねたきりの基準は要綱で定める紙おむつ調査表の各項目に一定数以上該当する人です。
ねたきり老人等介護見舞金	毎年9月1日以前の1年間において、満65歳以上のねたきり又は認知症のある高齢者を自宅で6か月以上介護している人に年1回、介護のお見舞として5万円を支給します。	ねたきり・認知症の基準は、要介護3以上または申請書裏面にある調査表の各項目に一定数以上該当する人です。

## ◆その他の支援

事業名	内容	対象者
敬老祝品の支給	前年の9月2日から今年の9月1日までに右記の年齢に達した方に、敬老の意を表し、その長寿を祝福して、敬老祝品を支給します。	前年の9月2日から今年の9月1日までに以下の年齢に達した人 喜寿(77歳) 米寿(88歳)
長寿祝金の支給	多年にわたり社会に貢献された高齢者に敬意を表し、その長寿を祝福するとともに、敬老精神の高揚を図るため、福祉事務所長が100歳の誕生日に訪問し、長寿祝金(2万円)を支給します。	100歳の誕生日を迎えた人
交通安全杖支給	交通安全対策として黄色の杖を無料で支給しています。※原則1人1回の支給	65歳以上で歩行に杖が必要であり、希望される人
特殊ベッド貸出	身体の不自由な人に電動式の介護ベッドを貸し出します。貸出期間は概ね3ヶ月以内です。また、ベッドの搬入・搬出の際に人手が揃わないなど事情があれば、市で対応します。	身体の不自由な人で入院時の一時帰宅や介護保険認定がおりるまでなど一時的に必要となった場合
車いすの短期貸し出し	無料で車いすを貸し出しています。概ね一週間程度ですが、期間を超えての貸し出しもできます。	一時的に車いすが必要となった人



## ◆その他の助成

事業名	内容
敬老行事に対する助成	多年にわたり社会に尽くしてこられたお年寄りを敬愛し、長寿を祝うため70歳以上の人を招待し、各地区で開催される敬老行事に対して助成しています。
老人クラブ活動助成	長寿社会において高齢者一人ひとりができる限り健康で、社会における役割を持って生きがいのある生活を送ってもらうことを目的として、老人クラブ活動に対する助成を行っています。

## ◆高齢者等住環境改善支援助成

65歳以上で介護保険法に定める要介護・要支援認定を受けていない人で別に定める基準を満たした人を対象者として、住宅改修を行った場合の工事費を一部助成します。

ただし、世帯に属する人で、前年の所得課税額が14万円を超えている人がいる場合は、助成の対象外となります。

※対象工事は、高齢者住宅改造費助成に準じる工事となります。

※対象となる工事の費用総額に2/3を乗じて得た額（限度額3万円）が助成額となります。

## 原爆被爆者のために

項目	交付及び支給要件	申請に必要なもの
被爆者手帳の交付	昭和20年8月6日（広島市）・9日（長崎市）に原子爆弾が投下されたとき、次に該当する人に被爆者手帳が交付されます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当時の広島市、長崎市の区域にいた人</li> <li>・投下後2週間以内に上記場所に入市した人</li> <li>・収容施設内で被爆者の救護、看護、搬送、死体処理にあたった人</li> <li>・当時、被爆者の胎児であった人</li> </ul>	印鑑、証明書及び申請書
健康診断受診者証の交付	当時、政令で定められた区域にいた人に交付され、原爆障がいがあると診断されたときは、被爆者手帳に切り替えられます。	印鑑、申請書
医療特別手当	原子爆弾の傷害作用により現に治療を要する疾病や怪我の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在、認定を受けた疾病や怪我の状態が続いている人に支給されます。	印鑑、健康手帳、診断書
特別手当	原子爆弾の傷害作用により現に治療を要する疾病や怪我の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人であって、認定を受けた疾病や怪我の状態が治った人に支給されます。	印鑑、健康手帳、診断書
健康管理手当	次の11障がいをともなう疾患にかかっている人に支給されます。 ①造血機能障がい      ②肝機能障がい      ③細胞増殖機能障がい ④内分泌腺機能障がい      ⑤脳血管障がい      ⑥循環器機能障がい ⑦腎臓機能障がい      ⑧視機能障がい      ⑨呼吸器機能障がい ⑩運動器機能障がい      ⑪潰瘍による消化器機能障がい	印鑑、健康手帳、診断書
介護手当	厚生労働省令で定める範囲の障がいがあるため、医師が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給されます。	印鑑、健康手帳、診断書
保健手当	原爆投下の際、爆心地から2キロメートル以内で直接被爆した人とその当時その人の胎児であった人に支給されます。	印鑑、健康手帳、診断書
葬祭料	被爆者が死亡したとき、葬式を執り行う人に支給されます。 （交通事故・自殺・先天性疾病等、死亡原因が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかなきは支給されません。）	印鑑、診断書（死亡届の写）、実際に葬祭を行ったことがわかる書類 （埋葬許可証の写し、又は会葬御礼ハガキ等）、申請者名義の通帳、健康手帳、手当証書